

令和6年度 第1回環境保全審議会

泉大津市路上喫煙の防止に 関する条例(素案)について

令和6年 8月 7日

▪ 本日の説明内容

1. 趣旨

2. 条例の内容

3. 今後のスケジュール

1. 趣旨

- 望まない受動喫煙の防止を図るため、2018年7月25日に「健康増進法の一部を改正する法律」が公布され、受動喫煙を防止するための取り組みが強化されました。
- 市民等が多く集まる場所において、火のついたたばこにより火傷等の被害が懸念されている。特に子どもに対して心配という市民の声も寄せられている。



改正健康増進法

2020年 全面施行

- 改正健康増進法の施行に伴い、市民から路上喫煙対策の強化を求められる。
- 燃焼式たばこによる火傷被害が懸念される。

1. 趣旨

- 清潔で美しいまちづくりを推進し、快適な生活環境の保持に資することを目的として、「泉大津市ごみ等のポイ捨て及び飼い犬のふん等の放置の禁止に関する条例」を平成24年10月から施行しています。
- たばこの吸い殻もごみ等に位置付け、ポイ捨て行為を禁止。



まち全体では、
ポイ捨てごみは減少
している。

- 人の多く集まる泉大津駅周辺においては、たばこの吸い殻が散見される。

1. 趣旨

- 市民等の身体及び財産への被害の防止
- 健康への影響の抑制
- たばこの吸い殻投棄の防止



**「泉大津市路上喫煙の防止に関する条例」
の制定を目指しています。**

1. 趣旨

図書館、保育園



喫煙スペース



南海電気鉄道

利用者 24,739人/日
(2022年)

アルザTOWN

市立図書館、保育所

スクールバス

帝塚山学院泉ヶ丘中学校・高等学校
近畿大学泉州高等学校
大坂暁光高等学校
東大谷高等学校
桃山学院大学
桃山学院教育大学 など

2. 条例の内容

第1条（目的）

この条例は、路上喫煙を防止することにより、市民等の身体及び財産への被害の防止、健康への影響の抑制並びにたばこの吸い殻の投棄の防止を図り、もって市民等の安全かつ安心で健康な生活の確保及びまちの美観の保全に寄与することを目的とする。

2. 条例の内容

第2条（定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) たばこ 健康増進法(平成14年法律第103号)第28条第1号に規定するたばこをいう。
- (2) 喫煙 健康増進法第28条第2号に規定する喫煙をいう。

健康増進法 第28条

- 一 たばこ たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第二条第三号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品をいう。
- 二 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙(蒸気を含む。次号及び次節において同じ。)を発生させることをいう。

2. 条例の内容

第2条（定義）

(3) 路上喫煙 道路等（道路等を管理する権限を有する者が喫煙のために設置し、又は設置を許可した設備が設けられた場所を除く。）において、喫煙し、又は火のついたたばこを所持することをいう。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車（同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）の車内において、当該自動車の外に喫煙によるたばこの煙が流出することなく、当該行為を行うことを除く。

2. 条例の内容

第2条（定義）

- (4) 道路等 市内の道路及びその他公共の用に供する場所（室内及びこれに準ずる環境にあるものを除く。）をいう。
- (5) 市民等 市民及び市の区域内に滞在し、又は市の区域内を通過する者をいう。
- (6) 事業者等 市内で事業活動を行う者及びこれらの者で組織される団体をいう。
- (7) 子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童をいう。

児童虐待の防止に関する法律 第2条

この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

2. 条例の内容

第3条 （市の責務）

市は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙の防止に必要な施策を実施するものとする。

2 市は、市民等又は事業者等が行う路上喫煙の防止に関する活動に対し、必要な支援を行うものとする。

第4条 （市民等の責務）

市民等は、路上喫煙をしないように努めなければならない。

2 市民等は、互いに協力して路上喫煙の防止のための活動に取り組むとともに、前条第1項の規定により市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

2. 条例の内容

第5条 （事業者等の責務）

事業者等は、路上喫煙の防止のための活動に取り組むとともに、第3条第1項の規定により市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

2. 条例の内容

第6条（路上喫煙禁止区域の指定）

市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙を禁止する区域を路上喫煙禁止区域として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により路上喫煙禁止区域を指定したときは、その旨を告示する。

第7条（路上喫煙禁止区域の指定の変更等）

市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止地区の指定を変更し、又は解除することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による路上喫煙禁止地区の指定の変更又は解除について準用する。

2. 条例の内容

第8条（路上喫煙の禁止）

市民等は、路上喫煙禁止区域内において路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が指定する場所においては、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、市民等は、子どもの周囲においては、路上喫煙をしてはならない。

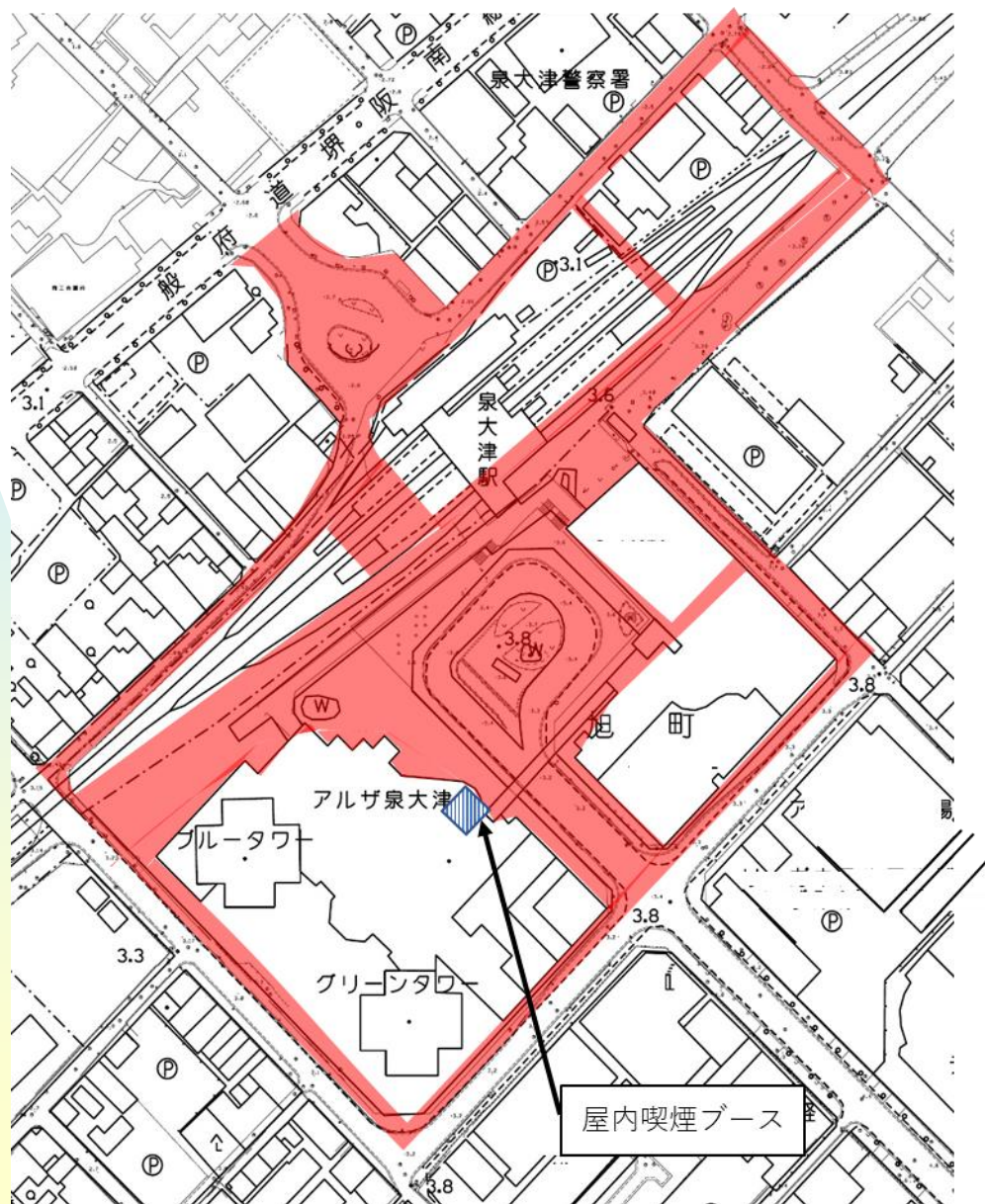
第9条（指導）

市長は、前条の規定に違反した者に対し、是正に必要な指導をすることができる。

第10条（委任）

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

2. 条例の内容

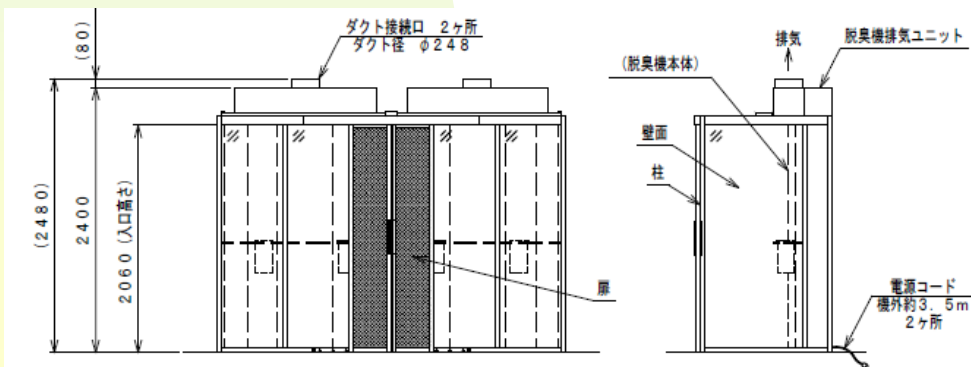


2. 条例の内容

喫煙ブース イメージ



屋外喫煙所は撤去する



2. 条例の内容

路上喫煙禁止区域看板 イメージ



3. 今後のスケジュール

- 令和6年8月 第1回環境保全審議会
- 令和6年10月 パブリックコメントの実施
- 令和6年11月 第2回環境保全審議会
- 令和7年3月 令和7年第1回定例会
- 令和7年●月 条例施行(検討中)